

議第18号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,200人」を「3,277人」に改め、同項第5号中「184人」を「185人」に改め、同項第9号の2中「1,163人」を「1,170人」に改め、同項第10号中「3,326人」を「3,255人」に、「570人」を「556人」に、「3,896人」を「3,811人」に改め、同号ア中「2,143人」を「2,088人」に、「368人」を「358人」に、「2,511人」を「2,446人」に改め、同号ウ中「1,144人」を「1,128人」に、「133人」を「128人」に、「1,277人」を「1,256人」に改め、同号エ中「66人」を「67人」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

